

2025年12月5日

北海道電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款以外の供給条件（2026年1月の検針日から2026年4月の検針日の前日までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を設定することいたしました。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整）1 (2) 口(木)に定める2026年1月の検針日から2026年3月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 錢	円 錢
a 定額制供給の場合		
(a) 定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	17.48	1.59
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	34.96	3.18
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	69.91	6.36
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	104.87	9.53
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	174.78	15.89
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	87.39	7.94
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	52.20	4.75
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	104.41	9.49
100ボルトアンペアをこえる1機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	52.20	4.75
(b) 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.41	0.13
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	2.82	0.26
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合100ボルト アンペアまでごとに	2.82	0.26
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1キロボルトアンペアまでの場合	28.17	2.56
総容量が1キロボルトアンペアをこえ 3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに	28.17	2.56
(c) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	29.61	2.69
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	14.81	1.35

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 錢	円 錢
(d) 農事用電力（脱穀調整用電力） 1日につき 契約電力 0.5キロワット 1キロワット 2キロワット 3キロワット 3キロワットをこえ1キロワットを 増すごとに	7.40 14.80 29.61 44.41 14.80	0.67 1.35 2.69 4.04 1.35
b 従量制供給の場合 1キロワット時につき	4.50	0.41

(2) 別表（燃料費調整）1(2)口(木)に定める2026年3月の検針日から2026年4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 錢	円 錢
a 定額制供給の場合 (a) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯 10ワットまでの1灯につき 10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき 20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき 40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき 60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき 100ワットをこえる1灯につき50ワットまで ごとに 小型機器 50ボルトアンペアまでの1機器につき 50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの1機器につき 100ボルトアンペアをこえる1機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	5.83 11.65 23.30 34.96 58.26 29.13 17.40 34.80 17.40	0.53 1.06 2.12 3.18 5.30 2.65 1.58 3.16 1.58

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 錢	円 錢
(b) 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.47	0.04
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	0.94	0.09
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合100ボルト アンペアまでごとに	0.94	0.09
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1キロボルトアンペアまでの場合	9.39	0.85
総容量が1キロボルトアンペアをこえ 3キロボルトアンペアまでの場合	9.39	0.85
1キロボルトアンペアまでごとに		
(c) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	9.87	0.90
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	4.94	0.45
(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	2.47	0.22
1キロワット	4.93	0.45
2キロワット	9.87	0.90
3キロワット	14.80	1.35
3キロワットをこえ1キロワットを 増すごとに	4.93	0.45
b 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	1.50	0.14

(3) 別表（燃料費調整）2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 錢厘	円 錢厘
(1) 定額制供給の場合		
イ 定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.671	0.061
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.342	0.122
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2.683	0.244
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4.025	0.366
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6.708	0.610
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3.354	0.305
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.003	0.182
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4.007	0.364
100ボルトアンペアをこえる1機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	2.003	0.182
ロ 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.054	0.005
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	0.108	0.010
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合100ボルト アンペアまでごとに	0.108	0.010
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1キロボルトアンペアまでの場合	1.081	0.098
総容量が1キロボルトアンペアをこえ 3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに	1.081	0.098
ハ 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.136	0.103

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 錢厘	円 錢厘
ニ 農事用電力（脱穀調整用電力）		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.284	0.026
1キロワット	0.568	0.052
2キロワット	1.136	0.103
3キロワット	1.704	0.155
3キロワットをこえ1キロワットを 増すごとに	0.568	0.052
(2) 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.173	0.016